

環 評 審 第 17 号
平成14年11月29日

沖縄県知事
稲 嶺 恵 一 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会 長 津 嘉 山 正 光

県営畑地帯総合整備事業西原地区に係る環境影響評価
方法書の審査について（答申）

平成14年9月17日付け沖縄県諮問文第9号で諮問のあったみだしのこと
について、別添のとおり答申します。

(別 添)

県営畑地帯総合整備事業西原地区に係る環境影響評価
方法書の審査について(答申)

- 1 当該対象事業実施区域の周辺の沿岸域は、「自然環境の保全に関する指針〔宮古・久米島編〕」(沖縄県 平成11年3月)において、自然環境の厳正な保護を図る区域である評価ランク と評価されており、陸域については、事業実施区域内にタブ群落(ヤブニッケイ群落)が一部残っており、キシノウエトカゲ等希少種の生息推定域となっている。
以上のことから、可能な限り環境への影響を低減化して環境を保全するために、環境影響評価を実施する際にはこれらのことに十分に配慮させるとともに、環境影響評価の結果を、事業内容やその他の環境保全措置に反映させること。
- 2 環境影響の回避、低減に係る評価の際には、複数案の比較検討や実行可能なより良い技術の導入等により、環境に与える影響について回避・低減されているか、及びその程度について評価させること。
- 3 農業の近代化の促進を目的として農用地の改良を行うことから、営農活動において、農機具の大型化や、台数の増加、作付けする農作物の種類、それに伴う農薬・肥料の施薬・施肥量等の変化が考えられる。供用後の騒音・振動、水の汚れに与える影響については、現況とより詳細に比較させ、環境影響評価項目として選定することを再度検討させること。また、その結果を準備書において具体的に示させること。
- 4 地下水の水質への影響についても、農作物の変更及びそれに伴う農薬・肥料の種類、施薬・施肥量の変化について再度検討させ、その結果を考慮して調査項目の選定、予測・評価を行わせること。
- 5 準備書においては、本事業に係る工事計画として、造成計画、運土計画、重機投入計画、資材搬入計画(資機材の搬入ルートを含む)、工種、工事工程、防災計画(赤土等流出防止計画を含む)等を詳細に記載させ、環境影響評価の際の調査・予測地点や予測時期等の設定に反映させること。また、環境の保全及び創出に向けての基本方針において記載されている、「計画予定地内の御嶽、拝所は現状どおり保全する」、「計画予定地内の林地を可能な限り保全するとともに、新たな防風林等のより良い緑地環境の創出を図る」という方針に基づき、事業の実施計画の平面図等を作成する際に、保存する

場所、創出する場所を記載させること。その際には、保存、創出する緑地に十分な幅を持たせることを考慮させること。

6 工事中及び供用後における赤土等による水の濁りを環境影響評価項目として選定していることから、海域に流出した赤土等が沈降・堆積すること、また、大浦湾において過去に赤土等が流出した事例があることを考慮して、海域の底質への影響について環境影響評価項目として選定することについて再度検討させること。また、その検討の結果については、準備書において示させること。

7 大気環境について

(1) 今後、より詳細に設定される重機投入計画や資材搬入計画を考慮して、必要に応じ、調査すべき項目及び予測項目に、一般粉じんを追加させること。また、追加しないとした場合は、その理由を準備書において示させること。

(2) 予測地点に、最大濃度の着地地点を追加させること。

(3) 調査項目の気象の状況において、風速については平均だけではなく、超過確率を用いて解析させること。その際は、宮古島が風に大きな影響を受けている地域であることを十分考慮させ、確率を加味した上で、なるべく強い風速時で予測、評価させること。

8 騒音・振動について

(1) 騒音、振動の予測地点については、敷地境界線上と資機材搬入ルート of 道路端に最も近い民家を追加させること。

(2) 振動の調査すべき項目に地盤及び地形の状況を追加させ、地盤卓越振動数等を把握させること。また、振動に係る伝播理論式等も複数存在することから、使用する予定の予測式を考慮して、調査すべき項目を再度検討させ、準備書においては、用いた予測式を具体的に示させること。

(3) 騒音、振動に係る影響範囲に資機材搬入ルート沿いが含まれていないことから、資機材搬入計画を考慮して、資機材搬入ルート沿いに影響範囲を設定することについても検討し、それに伴って予測地点も再度検討させること。

9 赤土等による水の濁りについて

(1) 調査すべき項目に、「降雨時の海域における濁水の拡散の状況」、「海域の底質中の赤土等微細土粒子含量、粒土組成等の状況」、「地形・地質、

土壌（種類、分布、粒度組成、沈降速度等）、降雨の流出係数、集水域の状況」、「集水域内の赤土等の主要な発生源の状況」、「その他必要事項（水利用、湧水、井戸の状況、地下水脈の状況等）」を追加させるとともに、海域だけでなく海域へ繋がる水路等における状況についても調査させること。

(2) 現地調査の調査期間については、梅雨期における平常時及び降雨時を追加させること。

(3) 供用後における影響の予測に当たっては、113ヶ所の浸透池を設置して濁水を処理する計画であること、浸透した濁水が海域に湧出するおそれがあること、ほ場勾配等が変化すること及び排水路を設置することによって水象が変化すること等を考慮させること。

(4) 湾内のもずく養殖が行われている海域についても、予測地点を追加させること。

10 地下水の水質について

(1) 地下水の水質の調査、予測及び評価の際は、宮古島は河川が発達しておらず、水の供給の殆どが地下水に頼っていることを考慮させること。

(2) 調査すべき項目に「地質及び土壌の状況」、「地下水脈の状況」、を加えさせること。また、予測手法については、必要に応じて複数の手法による予測を試みて予測結果を検討することから、その場合に対応できるように、想定している複数の予測手法の内容を考慮して、調査すべき項目をより詳細に検討させること。

(3) 調査地域については、「地質及び土壌の状況」、「地下水脈の状況」も考慮して、再度検討させること。

11 地形・地質について、当該事業は、基盤である石灰岩の岩切りを行い整地することから、地形に与える影響は大きいと考えられ、また、陸域生物の生育・生息環境の基盤となること、赤土等の水の濁りや生態系等その他の環境要素の状況を把握する上でも必要となることから、調査することを再度検討させること。

12 陸域生物について

(1) 陸域生物の調査、予測及び評価の際は、当該事業実施区域が潮風により、自然環境に大きな影響を受けている地域であることを考慮させること。

(2) 陸域生物の調査期間は、季節による変動を適切に把握できるように、通常四季の調査を実施することが基本であることから、四季の調査期間を設定していない調査項目については、調査期間を再度検討させること。また、検討の結果四季の調査を実施しないとした調査項目については、準備書において、その科学的根拠を示させること。

(3) 工事中の予測対象時期を、改変面積が最大となる時期としているが、可能な限り保全するとしている事業実施区域内の森林地域に生息・生育する陸域生物については、当該地域に近接して工事が行われる時期に最も大きな影響を受ける可能性が大きいと考えられることから、一様に改変面積が最大となる時期とせず、生育・生息域の分断も含め、植物・動物に係る環境影響を的確に把握できる時期とさせること。

(4) 植生図については、縮尺、使用する色等を十分検討させ、分かりやすい植生図を作成させること。

13 海域生物について、海域生物の予測結果を踏まえて、海域生態系の予測を再検討するとしていることから、海域生態系の予測を行うとした場合に対応できるように、海域生物の調査すべき項目について再度検討させること。

14 生態系について

(1) 注目種及び群集の状況の調査手法については、必要に応じて、その他の既存資料又は現地調査を行う必要がある。また、生態系の概況に応じて注目種及び群集を複数抽出する際には、本県が亜熱帯域で独特な自然環境を有すること及び島嶼性により脆弱な自然環境であることを考慮する必要がある。

(2) 調査手法が、地形・地質や陸域生物等の調査結果を整理し解析する手法であることから、調査期間については、これらの調査期間と整合を図らせること。また、予測対象時期については、陸域生物の調査期間、時期を考慮して適切な時期を設定し、準備書においてその時期を示させること。

15 景観について

(1) 調査すべき項目に、その他必要事項として、「土地利用、地形及び地質の状況」を追加させること。

(2) 農用地が農作物の収穫を目指すだけでなく、農村の風景や環境の保全の意味からも重要視されてきていることから、一定の視点場から見た景観資源の状況を審美性、親近性等の観点から把握し、石積みや緑化等の造成手法を複数検討させ、複数案ごとの景観を比較検討して予測、評価を行うこ

とを検討させること。

16 人と自然との触れ合い活動の場について、現地調査においては、固有価値を把握するために、ヒアリングやアンケート調査等の社会調査的手法も追加させること。

17 歴史的・文化的環境について

(1) 現地調査については、ヒアリング調査の実施についても検討させること。

(2) 調査期間及び予測対象時期については、歴史的・文化的環境に係る環境影響を的確に把握できる時期として、御嶽や拝所等を利用する地域の祭事等の時期を考慮して設定させること。